

4. 新局面を迎えた「太政官指令」問題研究

藤井 賢二

第1部: 島根県のウェブサイト掲載記事

2022年4月15日に『花房義質関係文書』で覆る韓国の「太政官指令」に関する主張を島根県のWeb竹島問題研究所に掲載した。同記事を、一部加筆した上で、以下再掲する。

要旨

- (1)韓国は1877年の「太政官指令」で明治政府が現在の竹島を日本領ではないと認めたと主張する。その根拠は、関連資料の「磯竹島略図」に「竹島」（鬱陵島）と「松島」（現在の竹島）が描かれていることである。
- (2)しかし、今回発掘された『花房義質関係文書』中の内務卿から長崎県令への回答書で、「太政官指令」の元を作成した内務省は、「松島」を「元禄竹島一件」で交渉の対象になった島、すなわち鬱陵島にあたる島と理解していたことがわかった。
- (2)つまり、「太政官指令」は鬱陵島だけを対象としており、現在の竹島を対象としていないことが明らかになったのである。「太政官指令」は明治政府が現在の竹島を日本領ではないと定めた指令ではない。

①「太政官指令」に関する新資料

今年2月28日、韓国ソウルの東北アジア歴史財団で「発掘資料で探索する独島領有権の新地平」と題した会合が開催され、朴漢珉氏（東北アジア歴史財団研究委員）が「1870年代海外記録に見える鬱陵島・独島と太政官指令」という報告を行なった。報告内容は同月24日付の韓国の聯合ニュース（電子版）で事前に報道され（「独島は私たちと関係ない1877年日指令」）、私は報告資料集を入手した。

朴漢珉氏の報告にある1877年3月の「太政官指令」とは、前年1876年10月に島根県が内務省に提出した「日本海内竹島外一島地籍編纂方伺」－「竹島外一島」を島根県の地籍（土地台帳にあたる）に入れるべきかを尋ねた伺への、太政官（のちの内閣にあたる機関）の回答であり、島根県には1877年4月に伝えられた。「太政官指令」には「竹島外一島之義本邦関係無之義ト可相心得事（竹島外一島の件は、本邦（日本）とは関係ないとのことを心得るべし）」という文言があった。韓国は、「竹島」が鬱陵島で「外一島」の「一島」が現在の竹島（韓国名「独島」）である、すなわち「独島が日本の領土ではないということを明治政府が公式確認した」のだと主張している（韓国政府外交部の広報冊子『韓国の美しい島・独島』）。

朴漢珉氏の報告は、「太政官指令」の内容は島根県の他にも長崎県に伝えられ、従来考えられていたよりも「太政官指令」の適用範囲が広がったことがわかる資料を発掘したという内容だった。ところが、彼が発掘した資料は彼のそのような意図よりも、もっと重要な意義を持っていた。資料を分析した結果、「太政官指令」は鬱陵島だけを対象としており、現在の竹島を対象としていないことがわかったのである。朴漢珉氏は「太政官指令」を「韓国の独島領有権を示す核心資料のうちの一つ」（報告資料集4頁）と述べているが、実はそうではないことを示す資料が発掘された意義は大きい。

②「太政官指令」をめぐる論争

韓国の主張の最大の根拠は「磯竹島略図」である。「磯竹島略図」とは、島根県の伺に添付された絵図であり、「磯竹島」（鬱陵島）と「松島」（現在の竹島）が描かれていた〔画像①〕。また、島根県の伺には17世紀に鬱陵島方面に渡海していた米子の大谷・村川家の記録を参考にした説明文「原由の大略」も添付されていた。「原由の大略」には「次に一島あり松島と呼ぶ」から始まる、現在の竹島についての若干の説明もあった。「磯竹島略図」に竹島（鬱陵島）と松島（独島）が描かれていることなどから、「太政官指令」で言う“竹島（鬱陵島）外一島”の“一島”が独島であることは明らかです（『韓国の美しい島・独島』）と韓国は主張する。

これに対して日本国内には次のような反論がある。1877年3月29日付「太政官指令」は、島根県の伺を受け取った内務省が5ヶ月間の調査の末に同年3月17日付で太政官に提出した伺の内容を追認している。よって内務省の伺を検討せねばならない。内務省の伺本文には、その島は、「別紙書類に摘採」されている日朝間のやりとりの結果、本邦と関係がないということになったが、版図の取捨は重大なことなので、念のため伺うとある。

内務省の伺に添付された「別紙書類」は「元禄竹島一件」（17世紀末の鬱陵島をめぐる日朝間の交渉。鬱陵島への日本人の渡航を禁止した。）の記録であって、現在の竹島への言及はない。「原由之大略」と「磯竹島略図」は内務省の伺に添付されたかもしれないが、あくまでも島根県の伺の添付資料であって内務省の判断根拠としては位置づけられていない。そして、「日本海内竹島外一島地籍編纂方向」という島根県の伺と同名の題目以外に、内務省の伺に「外一島」という文言はない。「太政官指令」は、もっぱら鬱陵島を対象にしたものである。

また、幕末から明治にかけて西洋起源の地理知識が流入した結果、「竹島」または「磯竹島」と呼ばれてきた鬱陵島が、明治時代には「松島」とも呼ばれる混乱が起きていた。「磯竹島略図」で示された、「竹島」＝鬱陵島、「松島」＝現在の竹島」という江戸時代の地理認識で内務省の担当者が島根県の伺を処理したとは考えられない。

上記の反論の詳細については、2022年3月に公表された『竹島資料勉強会報告書「明治10年太政官指令」の検証』（公益財団法人日本国際問題研究所）で確認することができる（https://www.jiia.or.jp/pdf/research/R03_Takeshima/00-00.pdf）。

以上要するに、「現在の竹島を日本と関係ないとしたという主張は、島根県の伺の添付資料だけに依拠した議論、あるいは「松島」とあると常に竹島/独島を指すという思い込みによる議論である」（『竹島問題100問100答』ワック出版、2014年）と、韓国の主張は批判される。

③『花房義質関係文書』について

朴漢珉氏が紹介した該当の文書は『花房義質関係文書』（東京都立大学附属図書館蔵）に残されていた。

花房義質（1842-1917）は岡山生まれで適塾に学び、外交官として活動したことで知られる。朝鮮には8回にわたって派遣され（1872（明治5）年、1876（明治9）年、1877（明治10）年、1878（明治11）年、1879（明治12）年、1880（明治13）年、1882（明治15）年（2回））、1877年の派遣にあたっては外務書記官兼任のまま代理公使に任命され、1880年には辨理公使として京城駐在を命じられた。1882年7月の壬午軍乱の時の日本公使館襲撃で危うく難を逃れて帰国し、同年に再度渡朝した（安岡昭男「花房義質の朝鮮奉使」『花房義質関係文書：東京都立大学附属図書館所蔵1』北泉社、1996年）。

1996年からマイクロフィルムで刊行された『花房義質関係文書』は、「書簡の部」と「書類の部」からなる。該当の文書は「書類の部」の「A 朝鮮国関係 4 公務類・公信類」の「2) 対朝鮮交渉のための書類一綴り明治9年6月10日～明治10年11月23日」に収められている。文書はすべて長崎県の罫紙に書かれており、1877年7月13日付の長崎県令^{きたじまひでよる}北島秀朝(1842～77)から内務卿大久保利通(1830～78)に宛てた「松島開島之儀ニ付伺」、その伺の付属文書「松島開拓着手急務之概略」、そして同年8月18日付の内務卿から北島県令への回答書の三つである。これらの文書を花房が入手したのは、第3回の朝鮮派遣の際に朝鮮に向かう時、同年9月30日から10月3日の間に長崎に立ち寄った時だと朴漢珉氏は推測している(報告資料集14頁)。

④「松島」開拓願と「島名の混乱」

「松島開島之儀ニ付伺」〔画像②〕は本文661字で2枚にわたる罫紙に書かれた文書で、「我カ隠州ノ北ニ一島アリ松島ト名ツク(我が国の隠岐の北方に松島という名前の島がある)」という文言から始まる。この「松島」に対して、日本領であることをまず明らかにして役所を設置し、開拓のために移民を送り、航路を開き、この島に対する外国人の野心を封じることがを提言し、それらの措置の管轄を長崎県に命じられれば、十分対応できると述べている。そして、この要望はウラジオストク在住の貿易事務官瀬脇寿人(1822～78)からの切迫した要請によるものだが、大久保内務卿の決裁を仰ぎたいとあった。

北島県令の伺に添付された「松島開拓着手急務之概略」は本文832字で3枚の罫紙にわたって書かれており、開拓のための12項目の具体的な提案が記されていた〔画像③〕。内務省と長崎県の官員や巡査などを測量等の調査のために現地に派遣すること、船舶を繋留できる港湾があれば灯台や市街地の予定地を定めること、「漁者ト樵夫等」を雇用して滞在させ「漁業伐木ノ利益」を確保することなどである。

北島県令の伺の「松島」が、現在の竹島ではなく鬱陵島であることは明らかである。「南北四五里ニ亘リ東西二三里ニ止リ」という島の大きさは実際とはやや異なるが(実際は東西南北とも約10キロ)、長崎とロシア沿海州のウラジオストクを結ぶ「線路ニ当リ要衝ノ地」という位置〔画像④〕、「南面海ニ向テ漸ク平坦ニ属シ」や「巨木全島ニ繁茂シ深緑常ニ鬱蒼タリ」という描写からそれはわかる。

ところが、北島県令は「松島」を朝鮮に属する鬱陵島とは認識していない。鬱陵島が朝鮮領であることは知られていたのだから、朝鮮領である島を開拓する問題に言及するはずであるが、それはない。北島の認識は、この伺発出の基になった瀬脇の認識の影響を受けていた。瀬脇は1875年に長崎からウラジオストクに向かう航路の途中で「松島」(実際は鬱陵島)を実見した。その時は「松島」が日本領という確信はなかったが、ウラジオストク在住の朝鮮人との対話で、「竹島」(鬱陵島)とは別に「松島」があり、それは日本領だと確信したと思われる(松澤幹治「松島開拓願を出した下村輪八郎と『西海新聞』「松島日記」」(第4期島根県竹島問題研究会編『第4期「竹島問題に関する調査研究」最終報告書』島根県総務部総務課、2020年)。また、同報告書所収の石橋智紀「瀬脇寿人(手塚律蔵)と彼をめぐる人たち」も理解に役立つ)。

瀬脇の認識の背景には当時の「島名の混乱」の問題があった。19世紀の西洋の地図には、西洋船の誤った測定により、存在しない鬱陵島と実際の鬱陵島という、二つの鬱陵島が日本海西部に描かれるという事態がおきていた。そのような誤った情報に基づく地図が日本にも伝わったため、日本の江戸時代の呼称である「竹島」(鬱陵島)と「松島」(現在の竹島)とのずれが

生じていた〔画像⑤〕。「元禄竹島一件」で渡航禁止にならなかった「松島」を瀬脇が日本領と
考え、自らも見た正体不明の島（実際は鬱陵島）に当てはめたとしても不思議ではない。

このような、鬱陵島とは別の資源豊かな島で、日本領なので開拓可能と考えられた「松島」
の開拓願は、1876年以降いくつも政府に提出されていた。『竹島考證』には瀬脇が1877年に提
出した4通もの開拓願が収録されているが、同年4月25日の外務卿寺島宗則と外務大輔鮫島
尚信宛の開拓願には、「先我属嶋松島ニ着手シ」という文言がある。なお、北島県令の伺が大久
保内務卿宛なのは、「松島」開拓の長崎県管轄を提言したからであろう。

⑤大久保内務卿から長崎県令への回答書

大久保内務卿の回答書〔画像⑥〕は本文162字で罫紙半分ほどのもので、その現代文による
大意は次の通りである。

隠岐の国の北方にある松島の開拓の件について詳しい説明があったが、右は昨年島根県から
問い合わせがあったもので、旧幕府の時のその島のことについての朝鮮国との数回の往復
書類などをしっかり調査した結果、結局我が版図内にあることははっきりしなかったのでそ
の筋への問い合わせを経て、本邦との関係はないものと決定して同県にもその趣旨を指令し
ておいた件であって、このような経緯を理解するよう回答する。

内務卿は「松島」について、江戸時代の「元禄竹島一件」の時のその島をめぐる日朝間の往
復書簡を検討し（「舊幕府中該島事件ニ付朝鮮国ト数回往復之書類等篤ト取調候処」）、「その筋」
（太政官）に照会した上で、日本と関係ないと決定したとしている。換言すれば、「太政官指令」
とその元になった島根県の「日本海内竹島外一島地籍編纂方伺」に対する内務省の調査は「松
島」についてのものであるとした。つまり、1877年当時内務省は、「松島」を「元禄竹島一件」
で交渉の対象になった島、すなわち鬱陵島にあたる島と理解していたのである。

「太政官指令」で現在の竹島が日本と関係ないとされたという韓国の主張の根拠は、「磯竹
島略図」に竹島（鬱陵島）と松島（独島）が描かれており、これらが「竹島外一島」にあた
るという解釈であった。しかし、内務卿の回答書によってそれは成り立たないことが明らかにな
った。「磯竹島略図」の江戸時代の地理認識（「竹島」＝鬱陵島、「松島」＝現在の竹島）を内
務省（大久保内務卿）は共有していなかった。したがって、「太政官指令」は現在の竹島を日本
と関係ないとしたものではない。

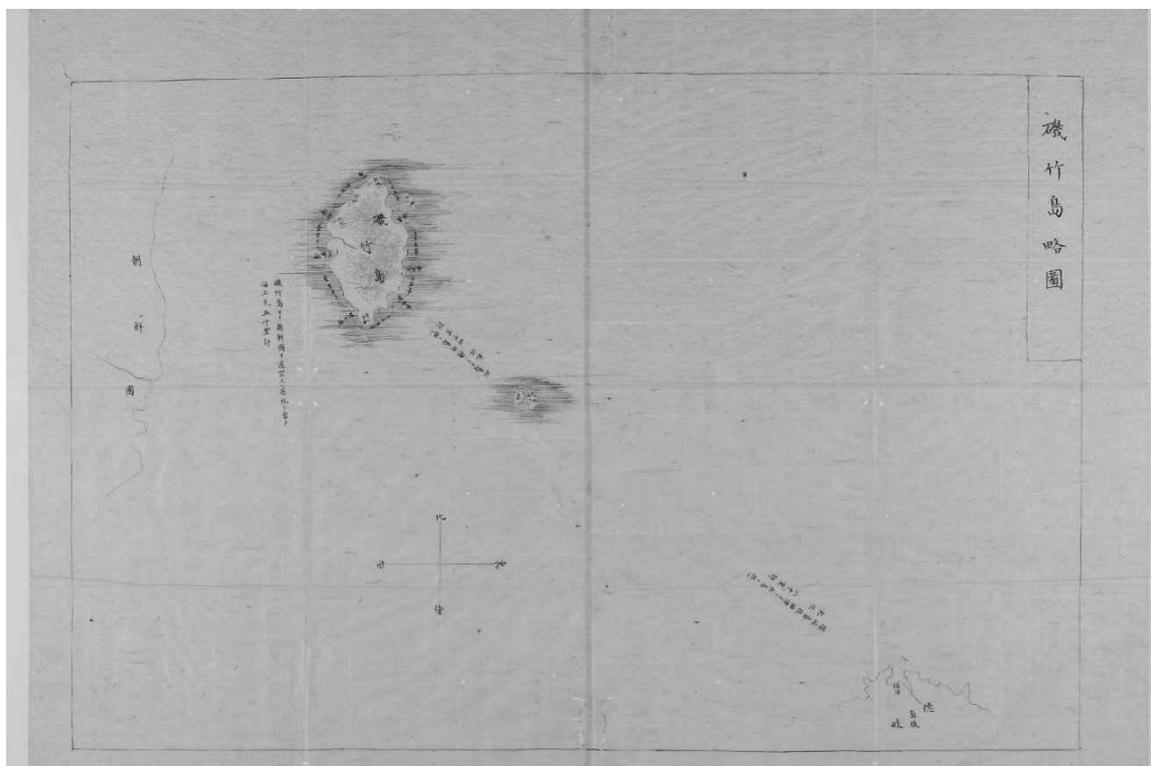
「太政官指令」についての「ここである竹島は鬱陵島、外一島は松島ですが、明治期には松
島も鬱陵島を指したので、この指令は鬱陵島に関するものです。明治政府が現在の竹島を日本
領でないと定めた指令等はありません」という説明（島根県が作成した竹島学習リーフレット）
の正しさを、新たに発掘された『花房義質関係文書』中の文書は証明している。

付記

2022年2月24日付聯合ニュースの記事の情報を寄せていただいた方、『花房義質関係文書』の
マイクロフィルムの閲覧・複写を許可していただいた大阪大学総合図書館、同資料中の該当の
文書を翻刻していただいた島根県竹島資料室、それぞれに感謝申し上げます。

画像①「磯竹島略図」

『明治九年 地籍』 所収【島根県公文書センター所蔵】



松島開島之儀ニ付伺

我カ隠州ノ北ニ一島アリ松島ト名ツク、地勢ハ南北四五里ニ亘リ東西二三里ニ止リ、西ハ朝鮮ニ近ク北ハ魯領満州ニ接スト云、航海者ノ説ニヨレハ該島ノ南面海ニ向テ漸ク平坦ニ属シ山頂ノ三四分ニ瀑布ノ如キモアリ、又海浜処々ノ小湾ハ以テ船舶ヲ撃クヘシ、加フルニ巨木全島ニ繁茂シ深緑常ニ鬱蒼タリ、而シテ又頗ル漁獵ノ利ヲ見ル、就中支那人好ム所ノ鮑ノ如キハ其多キコト勝テ言フ可ラス、已ニ浦潮港在留ノ魯人仏人等其益アルヲ認メ竊カニ之ニ注目セリト又其説ク所ヲ聞ケハ鉞山アリト云ヘリ、抑魯西亞ノ亜細亞東方ニ志シアルハ世人ノ已ニ明知スル所ナレハ、浦潮港ノ日ヲ追テ繁盛ニ至ルハ指ヲ屈シテ待ツヘキナリ、果シテ然ラハ該島ハ我長崎ト清国上海ヨリ浦潮港ニ航海ノ線路ニ当リ要衝ノ地ナルヲ以テ、彼我船舶ノ渡海スル者或ハ風浪ヲ避ケ薪水ヲ求ムル亦応ニ尠ナカラサルヘシ、況ヤ其良材ヲ伐リ其漁獵ヲ開カハ本邦多少ノ利益ヲ増シ通商ノ便ヲ占ムルニ足ルヘシ、蓋シ方今国事多端ノ際ナレハ固ヨリ事ヲナスニ後先ノ別アレトモ該島ノ事モ亦忽カセニス可ラサルノ事情アリ、若シ之ヲ度外ニ付セ

ハ外人ノ所有ニ帰シ遂ニ悔トモ追フ可ラス、故ニ暫ク十全ノ事ヲ為サ、ルモ先ツ速カニ我版図内ナルヲ証シ、一ノ公廨ヲ設ケ漸次ニ開島移民ノ手ヲ下シ通船ノ便ヲ得セシメハ外人ノ垂涎ヲ防キ我レノ所属タルヲ明示スヘシ、而シテ其管轄ヲ本県ニ命セラレハ便宜ノ渡船ヲ儼ヒ該島ニ来往シテ輕易ニ其方法ヲ可相立、右ハ浦潮港在留理事官瀨脇寿人ヨリ頗ル切迫ノ次第申越ノ旨モ有之、依テ先着手概略順序書相添此段具陳候條至急何分ノ御決裁ヲ仰キ候也

明治十年七月十三日 長崎県令北島秀朝

内務卿大久保利通殿

翻刻に読点（・）を適宜加えた。
漢字は原則として常用漢字を用いた。
略字は片仮名にした。

松島開拓着手急務之概略

第一

一 該島開拓之本旨ハ先ツ我國之版圖ニシテ
殖民之地タル証跡ヲ設クルマテニテ開拓之事
業ニ至テハ漸次着手スルヲ要ス

第二

一 該島見分及ヒ周回測量トシテ内務省地理
局之吏員若干名并長崎県官員及ヒ役夫等
凡拾名、外ニ巡查二十名許蒸氣船ニテ該
島ニ可赴事

第三

一 該島着ノ上ハ曾テ居住人民ノ有無ヲ見分
シ若シ居民アラハ本國ノ名籍、該島移住
之事故及ヒ其政府關係ノ否、詳細取調フ
ヘキ事

第四

一 船艦ヲ撃クヘキ港湾之有無及ヒ礦物類
其他天然産物ノ概略又耕地トナルヘキ地ヲ
調フヘキ事

第五

一 果シテ船艦ヲ撃クヘキ港湾アラハ燈台建
築之場所并将来市街トナルヘキ地ヲ予定
スヘキ事

但燈台ヲ築クノ本旨ハ魯領浦潮港ヘ

内外國ヨリ航海船寄港之便ヲ得ル為ナレハ

本邦長崎清國上海等ヨリ浦潮港ヘ航

海之線路ニ便アル方位ニ於テ可成撰フヘ

キ事

第六

一 凡幾多ノ人力ヲ費セハ天造ノ産物ヲ以幾多ノ
利ヲ得ルト經濟ノ概略ヲ調フヘキ事

第七

一 右六ヶ條之調出来候ハ、一ト先長崎ヘ帰港
之上内務省ヘ具狀シ、我政府ニ於テ果シテ該地
ヲ開拓スヘキモノト確認セハ、該島管轄及ヒ
開拓之事務長崎県工可被仰付事
但我陸地ヨリ該島ヘ里数近キ果他ニアリトイ
ヘトモ魯領浦潮港ヘ通船之便アルハ我長

崎県ニ如ハナシ、故ニ管轄モ亦当県ニ被仰付
方万般之便宜ナラン

第八

一 前条長崎県ヘ開拓之命下リシ上ハ更ニ官員
ヲ派出セシメ将来首邑トナルヘキ地ヘ一ノ小官
舎ヲ造築シ天然ノ産物ヲ輸出セシメ興利
之着手ヲナスヘシ

第九

一 興利之着手ハ先ツ漁者ト樵夫等ヲ傭入一時
寄留セシメ漁業伐木ノ利益ヲ以テ主トシ、敢テ
資金ヲ費スヲ要セス唯一ノ官舎ヲ維持シ漸
ヲ以テ施業スヘシ

第十

一 燈台建築之儀ハ時機ヲ見計ヒ内務省ニ
稟シ工部省ヨリ主任之出張ヲ請求スヘシ

第十壹

一 該島見分一旦長崎帰港迄之入費ハ先ツ別
途開拓官費ヲ以テ仕払置追テ該島ヨリ
興ル所ノ利ヲ以テ漸次消却之法ヲ立ツヘシ

第十貳

一 該島開拓ニ費ス処ト得ル処トノ利害得失及出納等
ノ詳細目ニ至リテハ実地着手ヨリ凡一ヶ年間
ヲ限リ見込ヲ定メ内務省ヘ具狀シテ指令ヲ
受クヘキ事

画像④ 日本海地図



画像⑤ 鬱陵島の位置と名称の混乱



図1：古くからの呼び方



図2：19世紀後半の呼び方

※現在の竹島は、同島を「発見」したフランスの船「リアンクール号」にちなみ、「リヤんこ島」等と呼ばれるようになっていました。

出典：内閣官房領土・主権対策企画調整室 HP
国際社会の法と秩序を尊重する日本の対応 > 竹島 > 明治期における竹島の島根県編入
<https://www.cas.go.jp/jp/ryodo/taiou/takeshima/takeshima01-02.html>

画像⑥ 大久保内務卿の回答書

出典：『花房義質関係文書 東京都立大学付属図書館所蔵 第2期（明治初期政治史料集成：6）』安岡昭男 監修、岩壁義光、広瀬順晴、堀口修 編修、北泉社、[2002] マイクロフィルムリール第20巻 文書番号は406-2 【大阪大学総合図書館所蔵】
 原文書は、東京都立大学図書館所蔵



翻刻文

隱岐国ノ北方ニアル松島開島之儀ニ付縷
 述之趣モ有之候得共、右ハ客歳島根県
 ヨリ稟議有之候砌舊幕府中該島
 事件ニ付朝鮮国ト数回往復之書類等
 篤ト取調候処、終ニ我版図内タルコトヲ詳
 明ニサルニ付其筋ヘ申稟ヲ経、本邦ニ於テ關係
 無之儀ト治定致シ同県ヘモ其旨及指令
 置候儀ニ有之候条、可被得其意此段
 及回答候也
 明治十年八月十八日 内務卿大久保利通
 長崎県令北島秀朝殿

翻刻に読点（、）を適宜加えた。
 漢字は原則として常用漢字を用いた。

第2部:「太政官指令」論争における新資料の意義

①Web 竹島問題研究所での発信後の状況

島根県のウェブサイト掲載後、次の三つの関連記事が発信された。

- (1)竹島の韓国主張を覆す大久保利通の認識 「太政官指令」関係なし(2022年4月26日付『産経新聞』電子版)
- (2)「明治初期の太政官指令 「竹島外一島」は鬱陵島 島根県研究顧問が精査」(同年7月22日付『山陰中央新報』)
- (3)拙稿「〔談論風発〕太政官指令問題の新展開 大久保書簡で覆る韓国の主張」(同年8月14日付『山陰中央新報』)。

(2)は、一部訂正の上、翌日から一ヶ月間、「韓国の「切り札」は崩れたか、竹島領有権の根拠 竹島問題研究顧問が調査結果まとめる」と題してYahoo Newsに掲載された〔資料記事A〕。その記事へのコメントに「藤井さんの説に従うとして、では「外一島」はどこ？現在の竹島以外は見当たらないけど。都合がよい事実だけをピックアップして結論を出すのは研究者にあるまじき姿勢ですよ(もし研究者のつもりであるならば)」があった。(2)の記事に「磯竹島略図」や「原由の大略」への言及がないことを見て、それらを無視して「都合がよい事実だけをピックアップして結論を出す」と筆者(藤井—以下同じ—)を非難したものである。

そこで(3)を発信し、「太政官指令」作成にあたって内務省は「磯竹島略図」や「原由の大略」を無視していたこと、よって「外一島」は現在の竹島だという主張は成り立たないと述べた〔資料記事B〕。このコメントを書き込んだ人たちこそ、「磯竹島略図」や「原由の大略」など「都合がよい事実だけをピックアップして」、「外一島」は「現在の竹島以外は見当たらない」という誤った結論を出してきた人たちである。しかし、彼らにとっての「都合がよい事実」は、1877年8月18日付大久保利通内務卿から北島秀朝長崎県令への回答書(以下「大久保回答書」と略記)が『花房義質関係文書』から発掘されたことによって根拠となりえなくなったことを、再度指摘したのである。

②「外一島」はどこ？」

「大久保回答書」によって、「太政官指令」は竹島問題とは無関係であることがわかった。「太政官指令」問題は鬱陵島についての日本の認識をめぐる問題である。繰り返されてきた、日本政府は自国に不利なため「太政官指令」に言及しない、といった非難も無意味である。

ただし、「では「外一島」はどこ？」という問いには注意を要する。(2)を読んだ筆者の知人も、「竹島外一島」が単独の島という結論よりも「外一島」はどこ？」という違和感が勝ってしまうという感想を寄せてきた。(2)冒頭の「竹島外一島」について、当時「竹島」とも「松島」とも呼ばれた「鬱陵島」を指す」という部分がのみ込みにくいということであろう。そこで、この問いを考察する。

『竹島資料勉強会報告書「明治10年太政官指令」の検証』の「資料編」では、「太政官指令」発出までに作成された各文書の原文および現代語訳が、第1・2章では解説が掲載されており、理解の助けになる。それに従って「外一島」はどこ？」を検討する。

1876年10月5日付文書で、地籍調査をしていた内務省が島根県に「竹島」に関する古い文献などを調べて内務省に伺を立てるよう照会した。同年10月16日付の島根県から内務省への

「日本海内竹島外一島地籍編纂方伺」では、標題で「竹島」に「外一島」が加わった。この「外一島」は付属資料の「磯竹島略図」や「原由の大略」で「松島」＝現在の竹島であることがわかる。ただし、本文は「竹島」＝鬱陵島の説明であって、「別紙原由の大略と図面を添えて取りあえず上申します」という文言はあったが「外一島」の説明はない。翌1877年3月17日付の内務省から太政官への「日本海内竹島外一島地籍編纂方伺」【資料1】でも、標題の他に「外一島」の語句はない。「竹島所轄之儀ニ付」ではじまる本文は、「元禄竹島一件」と呼ばれる17世紀の「竹島」＝鬱陵島をめぐる日朝間の交渉（その結果「竹島」＝鬱陵島への渡航が禁じられた）に関する説明であった。

1877年3月20日付の太政官での決裁文書は「別紙内務省伺日本海内竹島外一島地籍編纂之件」ではじまるが、その後の文章に「外一島」の語句はなく、言及されているのは「元禄竹島一件」である。同月29日付「太政官指令」は「伺之趣竹島外一島之義 本邦関係無之義ト可相心得事」としか書かれていない。同年4月9日付の内務省から島根県への指令も、「書面竹島外一島之義 本邦関係無之義ト可相心得事」としか書かれていない。

この経緯を見ると、内務省と太政官は「竹島」について指示すれば「外一島」への言及は必要ない、すなわち、「外一島」と「竹島」は同じものを指すと考えたのではないかという推測が生まれる。

③「竹島」とも「松島」ともいう鬱陵島

島根県の伺の付属文書である「磯竹島略図」や「原由の大略」では「外一島」＝「松島」＝現在の竹島であった。そこで「松島」について検討する。「太政官指令」発出までの中央政府の各文書では「竹島」＝鬱陵島を論議しているが、「松島」への言及はない。内務省から太政官への「日本海内竹島外一島地籍編纂方伺」【資料1】で、「本邦関係無之」と判断された「該島」＝「竹島」は鬱陵島である。

一方、「大久保回答書」によれば、内務卿は、長崎県から問い合わせのあった「松島」について、江戸時代の「元禄竹島一件」の「該島」＝「松島」をめぐる日朝間の往復書簡を検討し、「其筋」（太政官）に照会した上で日本と関係ない（「本邦ニ於テ関係無之」と決定したと述べている【資料2】。換言すれば、内務省の調査は「松島」についてのものであるとした。つまり、内務省は、「松島」を「元禄竹島一件」で交渉の対象になった島、すなわち鬱陵島と理解していた。

よって「「本邦と関係がないものと心得よ」と記載された「竹島外一島」について、当時「竹島」とも「松島」とも呼ばれた「鬱陵島」を指す」という(2)冒頭の文言に帰着する。内務省は「竹島」（江戸時代の鬱陵島の呼称）と「外一島」＝「松島」（明治時代の鬱陵島の呼称）を同一の島（鬱陵島）であるとし、島根県の伺の標題と本文にある「竹島」について言及すれば十分と考えたため、「外一島」＝「松島」には言及しなかったのである。なお、「大久保回答書」では、長崎県令の伺が「松島」に関するものであったので、「竹島」には言及せず「松島」について答えたと考えるとわかりやすい。

④「松島」＝鬱陵島という認識

太政官への伺作成当時、内務省が「松島」を現在の竹島ではなく鬱陵島と認識していたといえる根拠は、「大久保回答書」だけではない。

「太政官指令」の時期に明治政府が作成した地図では、島根県の伺の付属文書である「磯竹島略図」や「原由の大略」とは異なり、「松島」は鬱陵島の位置にある島（当時の欧米の地図でのダジュレー島）であった（『竹島資料勉強会報告書「明治10年太政官指令」の検証』第5章。特に84～87頁の図表1参照）。西洋地図における鬱陵島をめぐる島名と位置の混乱により、江戸時代の日本では現在の竹島の呼称であった「松島」は、当時は鬱陵島を指していたことが原因である。

また、最近の長崎歴史文化博物館での調査で見つかった同館所蔵資料『明治九年 外務課事務簿 拾遺書類 雑之部 第二』に、1876（明治9）年12月9日付で北島秀朝長崎県令が大久保利通内務卿と寺島宗則外務卿に宛てた「松島御開拓之儀ニ付上申書」が収録されている【資料3】。そこには「松島」に関する次の記述がある（傍線部）。「松島という島は、樹木が繁茂しているということだ。未だ現地の詳細なことはわからないといっても以前から伝え聞く所はあり、特に別紙の瀬脇寿人よりの建白案のこともあり、樹木を伐採して同港（ウラジオストク - 筆者補注 -）に運んで販売したならば、日本から輸入するものと比較すると、運送費を削って自然と廉価で売ることができ、したがって需要も増加しうる。さらに、その島は朝鮮に渡航する際の要路にあって、日本の船舶も便利になって、大いに国益となる見込みがある」。

この「松島」は鬱陵島である（現在の竹島には樹木は繁茂していなかった）。北島県令はウラジオストクの建設に必要な木材を「松島」の開発で入手して利益を得ることを提案した。そして、この上申書が内務省と外務省に送られたことが重要である。1876年12月は、同年10月に島根県からの伺を受けた内務省が翌年3月の太政官への伺を作成していた時期にあたる。最新情報を得ていた内務省が、「磯竹島略図」や「原由の大略」の「外一島」＝「松島」＝現在の竹島という古い情報に依拠して伺を作成したとは考えられない。内務省は「松島」＝鬱陵島と認識して伺を作成したと考えるのが自然である。

そして、次の事実も示したい。花房義質は1877年10月に代理公使として朝鮮に渡った。その途中の長崎で「大久保回答書」の写しを入手したと考えられる。渡朝の主目的は前年の日朝修好条規で合意していた朝鮮の開港の協議であったが、同年12月の朝鮮側との交渉で花房は公使の首都駐在の必要性を次のように説いた（田保橋潔『近代日鮮関係の研究 上巻』朝鮮總督府中樞院 1940年3月 京城 622頁。ふりがなは筆者（藤井）による）。

「紛議を來した際、公使が駐京すれば、直ちに本國政府を代表し、朝鮮國政府に直接交渉して、解決を促進し得るであらう」。さらに「特に英・ロシア兩國の如きは、常に鬱陵島・永興灣を窺視しつつある。故に若し此等の諸國が事を構え、朝鮮國が重大なる危機に瀕した際、日本國公使が駐京すれば、直ちに關係諸國間に仲裁を試み、禍を未萌に防止し得る」。当時、露土戦争(1877～78)の渦中であってロシアと英国は対立していた。この両国は鬱陵島や永興灣を窺っていると情勢を説明し、危機的な事態となった場合、日本の公使が朝鮮の首都に駐在していれば迅速に対応できると説得したのだった。この時朝鮮側に花房が渡した書付には、「貴國與我邦間、有松島（即鬱陵島）及我對馬島」という文言がある（「2. 朝鮮復命概略／1 正本／3 復命概略別記 第二」JACAR（アジア歴史資料センター）Ref.B03030184900、対韓政策關係雜纂／花房代理公使渡韓一件 第二卷（1-1-2-3_15_002）（外務省外交史料館）403コマ）。「大久保回答書」の見解と異なる文書を花房が朝鮮側に渡したとは考えられず、「松島」＝鬱陵島は内務省の認識でもあったと判断される。

なお、読者の理解に資するために関連事項の略年表を次に示す。下線を付したものが新たに

発掘された資料に関する事項である。

- ・ 1876 年 10 月 5 日
内務省から島根県に対する「竹島」に関する調査依頼
- ・ 1876 年 10 月 16 日
島根県から内務省に対する「日本海内竹島外一島地籍編纂方伺」
- ・ 1876 年 12 月 9 日
長崎県令から内務省と外務省に対する「松島御開拓之儀ニ付上申書」
- ・ 1877 年 3 月 17 日
内務省から太政官に対する「日本海内竹島外一島地籍編纂方伺」
- ・ 1877 年 3 月 29 日
太政官から内務省に対する指令（「太政官指令」）
- ・ 1877 年 4 月 9 日
内務省から島根県に対する指令（「太政官指令」）
- ・ 1877 年 7 月 13 日
長崎県令から内務省に対する「松島開島之儀ニ付伺」
- ・ 1877 年 8 月 18 日
大久保利通内務卿から長崎県令への回答書
- ・ 1877 年 10 月 1 日
花房代理公使が長崎県令と面会
- ・ 1877 年 12 月 1 日
花房代理公使が朝鮮側に文書手交

⑤「外一島」は現在の竹島ではない

池内敏氏は『竹島—もう一つの日韓関係史—』（中央公論社 2016 年 1 月 東京）で、「磯竹島略図」と「原由の大略」によって「島根県が「竹島」「松島」を一括するものとして伺書を出したことが明らかである以上は、「日本海内竹島外一島地籍ニ編纂方伺」と題された伺書にいう「竹島外一島」が竹島（鬱陵島）・松島（竹島）を指すことは議論の余地はない」と強調した。その上で、それら島根県の伺を含む「日本海内竹島外一島地籍編纂方伺」なる綴りを読み解くことによって、明治一〇年当時の明治政府中央が竹島（鬱陵島）・松島（竹島）が日本領でないとして明確に述べていたことがわかる」（112～113 頁）と主張した。

しかし、長崎歴史文化博物館所蔵資料により、太政官への伺作成過程で内務省はウラジオストクから長崎県令を経由した情報を得ていたことがわかった。その成果と思われるが、内務省は「松島」＝鬱陵島と認識して太政官への伺を作成した。「大久保回答書」に「太政官指令」は「松島」＝鬱陵島を「本邦関係無之」としたものと説明したとあることで、それは確認できる。池内氏は「明治一〇年太政官指令にいう「竹島外一島」がどの島を指すかを明らかにする同時代史料」は「すべて揃っている」と主張した（121 頁）。しかし、新たに見出された二つの「同時代史料」は、島根県の伺の付録の情報に依拠した、「太政官指令」とは「外一島」＝「松島」＝現在の竹島を「本邦関係無之」としたものであるという主張を覆したのである。

繰り返しになるが、『竹島資料勉強会報告書「明治 10 年太政官指令」の検証』で確認されたように、「太政官指令」発出までの経緯を見れば「竹島」＝鬱陵島が「本邦関係無之」の対象で

ある。一方で新資料により、「太政官指令」で「本邦関係無之」とされたのは「松島」＝鬱陵島であることがわかった。以上を総合的に考察すれば、「竹島外一島」とは「竹島」も「外一島」＝「松島」も呼ばれた「鬱陵島」を指す。これが「太政官指令」を実質的に作成した内務省、そしてそれを追認した太政官の認識であった。

韓国の「切り札」は崩れたか、竹島領有権の根拠 竹島問題研究顧問が調査結果まとめる

7/23(土) 6:00 配信

明治初期の太政官指令で「本邦と関係がないものと心得よ」と記載された「竹島外（ほか）一島」について、当時「竹島」とも「松島」とも呼ばれた「鬱陵島（ウルルンド）」を指すとの調査結果を、島根県竹島問題研究顧問の藤井賢二氏がまとめた。2月に韓国の学術団体から指摘された東京都立大付属図書館所蔵の資料を精査し、竹島（島根県隠岐の島町、韓国名独島（トクト））の領有権を巡る韓国側の根拠とはなり得ないと結論づけた。

「竹島外一島は本邦と関係がない」との記載があるのは、後の内閣に当たる太政官による1877年3月の指令。政府方針に基づく自治体の土地調査の過程で、島根県が76年に県西部の地籍に当時「竹島」と呼ばれた鬱陵島を入れるべきかどうか、内務卿の大久保利通に宛てて文書で問い合わせたことを受け、同県に対して出された。

韓国の学術団体は今年2月、竹島領有を主張する根拠資料の補強材料として、この太政官指令の内容が、当時の長崎県令にも伝えられていたと指摘。

実際、都立大付属図書館が所蔵する、77年8月の大久保の文書には、長崎県令への回答として「昨年島根県から問い合わせがあり、本邦と関係ないものと決定して同県にもその趣旨を指令しておいた」と記載されたものがあり、藤井氏が精査していた。

その結果、大久保の回答は、同年7月の「松島開島」と題する長崎県令の問い合わせ文書に対するものと確認。文書にある「うっそうとした樹木がある」などの表現から、大久保の認識として「松島」は鬱陵島を指していることが明確とした。

藤井氏は「自国に領有根拠がないため韓国は有利に見える日本の資料で日本人を揺さぶってきた。その切り札の『太政官指令』についての主張の前提が崩れた」と話した。



ふじい・けんじ 日本安全保障戦略研究所研究員。島根県竹島問題研究顧問。島根県吉賀町出身。最新稿『花房義質関係文書』で覆る韓国の「太政官指令」に関する主張（島根県HPのWeb竹島問題研究所掲載）。



第5期島根県竹島問題研究会委員

藤井 賢二

太政官指令問題の新展開



696

大久保書簡で覆る韓国の主張

2017年度「竹島・北方領土問題を考える」中学生作文コンクール入選作の一つに、次の一節がある。韓国入中学生にメールで「日本の昔の本にも竹島は韓国の領土と書いてあるから、韓国の領土だと思っ」と返ってきた。「私はその言葉に対し、何も言い返すことができませんでした」「今までの自分が知っていたことに自信がなく、その友達を言葉でうのみにしてしまい、何が本当かわからなくなりました」

このように、日本人も竹島を韓国領と認めたという資料は動揺を誘う。2017年10月に島根県が「竹島外一島」を島根県の地籍に入れるべきかを尋ねた内務省に提出した書類がそれを調査して太政官に提出したのを認めたのが「太政官指令」である。よって内務省の判断を検討せねばならない。

島根県の同様に添えられた「磯竹島略図」には、「竹島」（豊陵島）と「松島」（今の竹島）が描かれていた。また、説明文「原由の大略」には、「次に一島あり松島と呼ぶから始まる、竹島は朝が豊陵島であることは明らかだったが、長崎県令らわかつていなかった。内務省は、「松島」については昨年島根県から問い合わせがあり、江戸時代に朝鮮との間で交わした書類を検討した結果、日本と関係ない島根県に伝えたので、この経緯の理解を求めると回答した。つまり、内務省は「松島」を江戸時代に朝鮮と交渉して渡海禁止にした豊陵島にあたる島と理解していた。

韓国の主張の根拠は、「磯竹島略図」の「松島」今の竹島が「外一島」ということだった。しかし、内務省は「松島」を豊陵島にあ

8年に島根県の中学校に葉書を送りつけてきた韓国の中学生も、地元マスコミの取材に、昔の日本人も「独島（竹島の韓国名）が韓国の地だと認めた」「私たちはそれに対する歴史的な証拠も持っている」と書いたと答え、その「証拠」の一つに「太政官指令」を挙げた。

「太政官指令」とは、1877年3月に明治政府の太政官が「竹島外一島」とは本邦と関係がないものと心得よ」と内務省に下した指令である。「竹島」は豊陵島で「外一島」はこの竹島なのだから、日本政府は竹島を日本領ではないと

今の竹島の説明もあった。よって、韓国は「外一島」は今の竹島だと主張している。ところが、今春、東京都立大学図書館所蔵の明治時代の外交官、花房義質の関係文書から韓国の主張を覆す資料が見つかった。1877年8月に大久保利通内務卿が長崎県令に送った回答書である。長崎県令は、ウラジオストクの外務省職員から日本海で目撃した「松島」を日本が開拓すべきだと要請され、内務卿に何を送って判断を求めている。同には「巨木が全島に繁茂し深い森が鬱蒼として」とあるので「松島」

たる島と考えて太政官への伺を作成した。江戸時代の「松島」は今の竹島だったが、明治時代には「竹島」だけでなく「松島」も豊陵島を指したことが背景にあった。内務省は「磯竹島略図」を無視しており、韓国の主張は成り立たない。冒頭の作文は「私達若者が、正しい知識を身につけた上で、お互いを理解し合えるようにしていきたいです。私はまず、韓国の友達に、自分の考えをはっきり伝えてみようと思えます」と結ばれていた。大久保利通内務卿の回答書とその意味は「正しい知識」の一つになるはずである。

【資料 1 : 内務省の伺い】

日本海内竹島外一島地籍編纂方伺

竹島所轄之儀ニ付 島根縣ヨリ別紙伺出取調

候處 該島之儀ハ 元禄五年朝鮮人入島以来 別紙

書類ニ摘採スル如ク 元禄九年正月 第一号旧政府

評議之旨意ニ依リ 二号譯官へ達書 三号該國

来東 四号本邦回答及ヒ口上書等之如ク 則元禄

十二年ニ至リ夫々往復相濟 本邦關係無之相聞

候得共 版圖ノ取捨ハ重大之事件ニ付 別紙書類

相添 為念此段相伺候也

内務卿大久保利通代理 内務少輔 前島 密

明治十年三月十七日

右大臣 岩倉具視 殿

【資料 2 : 大久保回答書】

隱岐国ノ北方ニアル松島開島之儀ニ付

縷述之趣モ有之候得共、右ハ客歳島根県

ヨリ稟議有之候 砌舊幕府中該島

事件ニ付朝鮮国ト数回往復之書類等

篤ト取調候処、終ニ我版図内タルコトヲ詳

明ニサルニ付其筋へ申稟ヲ經、本邦ニ於テ關係

無之儀ト治定致シ同県へモ其旨及指令

置候儀ニ有之候条、可被得其意此段

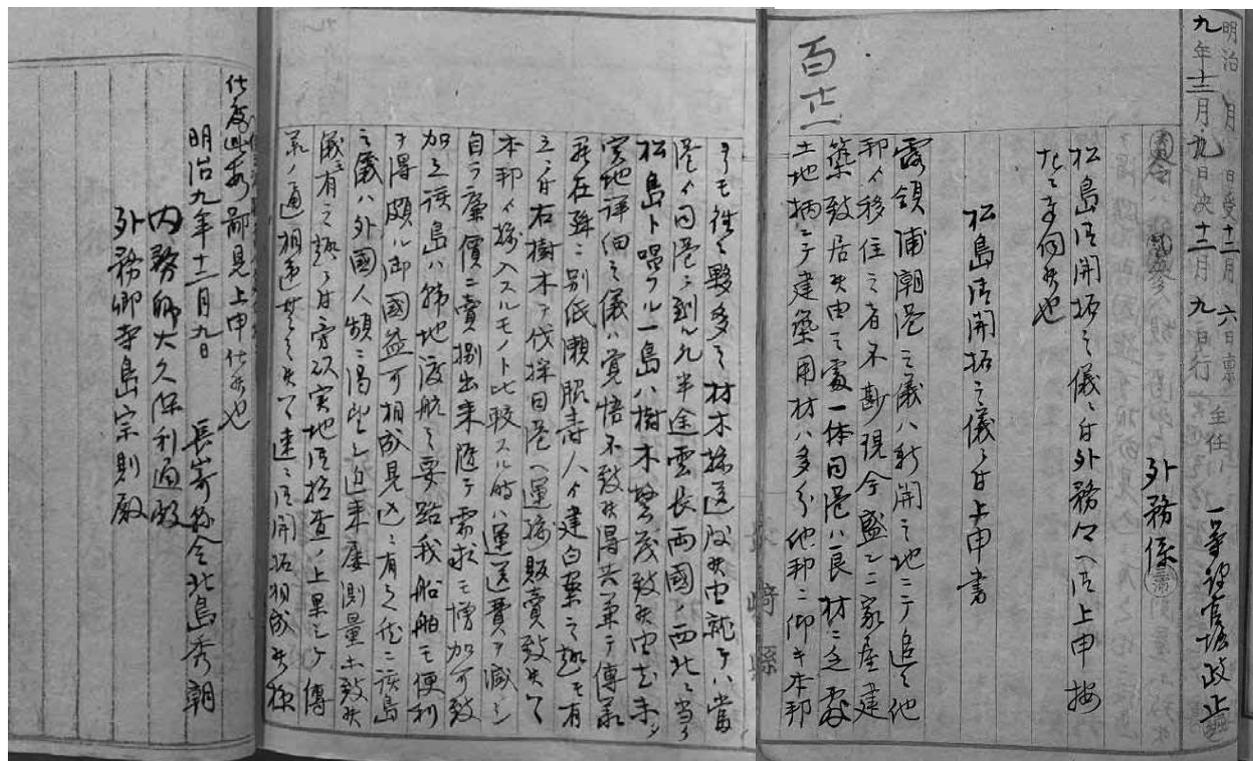
及回答候也

明治十年八月十八日 内務卿大久保利通

長崎県令北島秀朝 殿

【資料3】「松島御開拓之儀ニ付上申書」

出典：『明治九年 外務課事務簿 拾遺書類 雑之部 第二』（長崎歴史文化博物館蔵）



翻刻文

明治九年 十二月六日稟 十二月九日決 十二月九日行

主任 一等詔官 堀政正

外務係

松島御開拓之儀ニ付、外務卿へ御上申按
左ニ奉伺候也

松島御開拓之儀ニ付上申書

露領浦潮港之儀ハ、新開之地ニテ、追々他
邦より移住之者不尠、現今盛ンニ家屋建
築致居候由之處、一体同港ハ良材に乏敷
土地柄ニテ、建築用材ハ多分他邦ニ仰キ、本邦
ヨリモ往々夥多之材木輸送致候由、就テハ当
港より同港ニ到ル凡半途、雲長両国ノ西北ニ当リ
松島ト唱フル一島ハ、樹木繁茂致候由、尤未々
實地詳細之儀ハ覚悟不致候得共、兼テ伝承
罷在、殊ニ別紙瀬脇寿人より建白案之趣モ有
之ニ付、右樹木ヲ伐採、同港へ運輸販賣致候ハ、
本邦より輸入スルモノト比較スル時ハ、運送費ヲ減シ、
自ラ廉価ニ賣捌出来、随テ需求モ増加可致
加之、該島ハ韓地渡航之要路、我船舶モ便利
ヲ得、頗ル御国益可相成見込ニ有之、然ニ該島
之儀ハ、外人頗ニ渴望シ、近来、屢測量等致候
儀モ有之趣ニ付、旁以、實地御検査ノ上、果シテ伝
承ノ通相違無之候ハ、速ニ御開拓相成候様
仕度、依之瀬脇寿人建白按相添、此段鄙見上申仕候也。
明治九年十二月九日 長崎県令北島秀朝

内務卿 大久保利通殿

外務卿 寺島宗則殿

翻刻に読点を適宜加えた。漢字は原則として常用漢字を用いた。傍線は筆者による。